# 門川町から

# 事業系廃棄物(ごみ)の排出についてのお知らせ

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定め られた産業廃棄物以外のものを、事業系一般廃棄物(事業系ごみ)といいます。

さまざまなごみによって私たちの生活環境に影響が及ばないよう、法律などでごみを出すも の「事業者」が守らなければならないことが定められています。

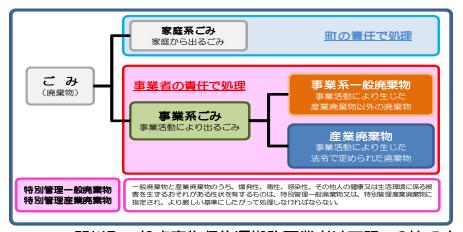
#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋】

#### 【法第三条第一項】

- ●事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 【法第三条第二項】
- ●事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなけれ ばならない。

### 【法第三条第三項】

- ●事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しな ければならない
- ※「事業者」とは、事業所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福 祉施設、官公庁、学校など公共公益事業を営む者も含まれます。
- ※「事業活動に伴う」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うもの を含みます。(例)従業員が昼食時に出す廃棄物(廃プラである弁当容器や金属くずである空き缶類等)も 「事業活動に伴って」出されたものとなります。
- ※産業廃棄物のうち、門川町が定めている資源物(飲料缶類)については、従業員等の個人消費に伴って生じた 場合に限り、町でも処理することが可能です。但し、産業廃棄物として処理してもかまいません。



#### 【事業系ごみの処理方法】

事業系一般廃棄物は

- ①門川町一般廃棄物収集運搬許可 業者と委託契約する。
- ②門川町清掃工場に直接搬入す る。

#### 産業廃棄物は

①産業廃棄物の処理については 日向保健所(52-5101)まで

### 門川町一般廃棄物収集運搬許可業者は下記の6社です(平成29年4月1日現在)

業者名	住所	電話番号
(有)幸進社	門川町大字川内7870-1	63-6450
(株)南日本環境センター	門川町大字加草436-1	63-3332
(株)日向環境	日向市大字平岩3987-28	57-2466
(株)やまかわ興産	日向市大字細島667-112	53-7067
(有)クリーン日向	日向市富高5961-1	53-3109
(有)別府金物店	日向市大字日知屋7624-1	52-4768

### 【事業系廃棄物に関するお問い合わせ先】

門川町環境水道課 環境係 電話63-1140(内線286番)か 門川町一般廃棄物収集運搬許可業者(表面に記載)まで

【門川町事業系ごみ減量化・資源化マニュアル】 事業系廃棄物50音別分類表やごみの減らし方などを掲載してます。 門川町公式ホームページ内でダウンロードできます。





## 事業活動に伴った廃棄物は次のとおり分類されます

産業廃棄物に分類されるもの		
種類	具体例	
紙くず	建設業(建物の建築、改築、解体時に伴うもの)、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷  物加工業などから出るもの(包装材、ダンボール、壁紙、紙、紙加工品、板紙等)	
木くず	建設業(建物の建築、改築、解体時に伴うもの)、木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの(型枠、足場材、建具等の残材、木造解体材、チップ、おがくず等) ※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です	
繊維くず	建設業(建物の建築、改築、解体時に伴うもの)、繊維工場、製糸業、紡績業等から出るもの  (廃ウエス、縄、ロープ、畳等の天然繊維、木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維等)	
動植物性残さ	食料品・飲料製造業(食肉製品製造業、菓子製造業、麺類製造業、豆腐製造業等)、医薬品製造業、香料製造業等において原料として使用した動物又は植物係る固形状の不要物(魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず、ぬか、おから、卵から、貝がら、コーヒーかす等)	
廃プラスチック 類	発砲スチロール、ビニール袋、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、スタイロ畳、チューブ、 断熱材、収納ケース、合成樹脂くず、合成繊維くず(カーテン、作業服等)、合成ゴムくず、 廃タイヤ、プラスチック製容器包装、ペットボトル等	
金属くず	鉄くず、研磨くず、空き缶、一斗缶、ペンキ缶、スチール製品(机・椅子・棚・ロッカー・ ベッド等)、コンロ、トースター、金網、カーテンレール、金属製品等( <mark>注 1</mark> )	
ガラス、コンク リート、陶磁器	空きびん、陶磁器くず、窓ガラス、コンクリートくず、セメントくず、モルタルくず等	
複数の素材で できたもの	コピー機、ファックス機、掃除機、CD・DVDプレーヤー、照明器具、乾電池、充電式電  池、パソコンプリンター、電機コード、自転車、傘、蛍光灯、小型家電製品、電話機等	
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 ※但し、動物系固形不要物はと畜場、食鳥処理場から排出されるもの ※但し、動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるもの	

※産業廃棄物のうち、門川町が定めている資源物(アルミ、スチール等の飲料缶類)については、従業員等の個人消費に伴って生じた場合に限り、町でも処理することが可能です。但し、産業廃棄物として処理してもかまいません。

事業系一般廃棄物に分類されるもの		
種類	具体例	
紙くず	会社事務所、スーパー、飲食店等(新聞、雑誌、カタログ、ダンボール、紙パック、オフィス 紙、紙箱、包装紙等)	
木くず	会社事務所、飲食店、造園業、官公庁等 木製品(机・椅子・タンス・棚等)、剪定枝、落ち葉(450の透明袋に入れて出すこと)	
繊維くず	繊維製品製造業、畳製造業、スーパー、寝具店等(天然繊維くず、天然繊維の衣類、毛布、布団、座布団等)	
動植物性残さ	卸売市場、スーパー、小売店、精肉店、飲食店、ホテル、会社事務所等(厨芥ごみ、残飯、茶   葉等、食料品の売れ残り、魚のあら等)	

事業系ごみを家庭ごみ収集場所(ごみステーション)に持ち出すことはできません。ごみステーションへの事業系ごみ持ち出しは不法投棄と見なします。

門川町清掃工場へ直接、事業系一般廃棄物を持ち込む場合は、重量により料金(清 掃工場施設使用料)が生じる場合があります。

【事業系廃棄物に関するお問い合わせ先】 門川町環境水道課 環境係 電話63-1140(内線286番)か 門川町一般廃棄物収集運搬許可業者(表面に記載)まで

【門川町事業系ごみ減量化・資源化マニュアル】 事業系廃棄物50音別分類表やごみの減らし方などを掲載してます。 門川町公式ホームページ内でダウンロードできます。

